

まちづくりの憲法！ 自治基本条例を考える。

市民が主体となって「公共」を創っていくことが不可欠な時代がやってきました。「まちの憲法」自治基本条例が全国の先進自治体で策定されています。ここ我孫子市でも千葉県初の成立に向けて動き出しています。

*約 1800 ある基礎自治体(市町村)の中で策定済或いは策定中の自治体は50程度という現状です。

今、まさに策定されようとしている我孫子市自治基本条例には画期的な内容が多く含まれています。私も2年間自治基本条例の委員として策定に関わってきました。市民が育てる自治基本条例の成立を楽しみにしています。

自治基本条例の中身はこちらです。

* 市議会議員の定数に関して…

4年を超えない期間ごとに市民の意見を聞かなければなりません。

* 市長の在任期数に関して…

その職には3期(12年)を越えて在任しないよう努める。

* 市長選挙立候補予定者のローカルマニフェストの作成に関して…

市民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約を作成するよう努める。

* 監査に関して…

市議会と市長は必要に応じて外部監査制度を導入します。

* 子供の権利特記に関して…

子供はその権利が保障されると共に年齢に応じてまちづくりに参加する権利を持ちます。

…第4回に続く…